

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱の一部改正について

1 改正内容

(1) 「, 」を「、」に変更するもの。

(2) 要綱第3条(4)について、下記のとおり変更するもの。

変更後	変更前
「全ての評価調査者が、評価調査者養成研修（県が実施する評価調査者養成研修、 <u>社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修</u> 又はこれと同等の内容であると知事が認める研修をいう。）を修了していること。」	「全ての評価調査者が、評価調査者養成研修（県が実施する評価調査者養成研修 <u>及び社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修</u> 、 <u>社団法人全国保育士養成協議会が実施する評価調査者研修</u> 又はこれと同等の内容であると知事が認める研修をいう。）を修了していること。」

2 改正理由

国ガイドライン及び他県の記載を参照した上で、実態と要綱の整合を図るため。

（現状の取扱いから変更は生じないもの）

3 施行日

令和6年12月10日